

平成 24 年度統計法施行状況報告の事項別推進状況及び  
審議における共通的な視点等  
(第 3 ワーキンググループ審議担当分野(抜粋))

オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供	1
統計データ・アーカイブの整備	3

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

4 統計データの有効活用の推進

(1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供

<p>【本文】</p>		<p>【今後の施策の方向性についての基本的な考え方】 (平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告)</p>
<p><b>ア 現状・課題等</b></p> <p>諸外国では、従来から、オーダーメイド集計並びに匿名データの作成及び提供（以下「二次的利用」という。）に関する制度を整備し、学術研究等のための利用に供しているのに対し、我が国においては、統計調査によって収集された公的統計の調査票情報は、原則として作成機関があらかじめ定めた統計表の形でのみ集計し、公表することとされてきた。しかし、統計に対するニーズが多様化・高度化する中で、こうした利用形態だけでは、利用者のニーズに十分応えられなくなってきている。</p> <p>このため、統計法において二次的利用に係る規定が新たに追加され、二次的利用の制度が整備された。</p> <p>一方、各府省では具体的なニーズが明確でない中、二次的利用に係る業務に対応するための十分な統計リソースを確保することが困難な状況にある。しかしながら、研究者等による、より高度かつ多様な研究分析等を通じて、統計が学術研究はもとより社会の一層の発展に寄与することが強く期待されていることから、秘密の保護に配慮しつつ二次的利用に係る事務処理を適切に実施していくことが必要となっている。</p>	<p><b>イ 取り組みの方向性</b></p> <p>二次的利用に係るガイドラインに基づき、平成21年度から、秘密の保護に配慮しつつ二次的利用に係る事務処理を適切に開始し、平成22年度以降、順次、二次的利用の対象となる統計調査やサービスを拡大する。</p> <p>また、二次的利用制度の利用希望者がどのような調査のいかなるサービスをどこから受けることができるか事前に知ることができるよう、毎年度当初に二次的利用に関する年度計画を策定し、公表する。</p> <p>さらに、府省によっては自ら二次的利用のサービスを実施することが困難な場合も想定されることから、統計法第37条に基づきオーダーメイド集計及び匿名データの提供に係る事務の全部を委託できる独立行政法人等（以下「政令指定法人」という。）の活用に向けて必要な措置を講じる。</p>	<p>○ 統計データの二次的利用については、より高度かつ多様な研究分析等を通じ、学術研究や各種施策に活用されることにより、社会の一層の発展に寄与することが期待されていることから、オーダーメイド集計及び匿名データの提供対象調査の拡充を図るとともに、その利用促進が求められている。</p> <p>○ このため、各府省は、統計ニーズに係るアンケート等において提供要望が多く、技術的にも対応可能な統計調査については、オーダーメイド集計による提供、匿名データの作成を優先的に検討するとともに、例えばオーダーメイド集計及び匿名データに係る実践的な活用例をホームページや学会等で周知するなどして、民間における利用を含め、引き続き二次的利用の促進を図ることが必要である。</p> <p>○ また、二次的利用を取り巻く諸課題については、総務省の研究会における検討状況を注視していくこととする。なお、オンサイト利用や教育用擬似マイクロデータの検討に当たっては、コストやその負担、国民の理解や研究者に対する国民の信頼感にも密接に関係することに留意が必要である。</p>

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

4 統計データの有効活用の推進

(1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
160, 161	第3 4 統計データの有効活用の推進 (1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 秘密の保護に配慮しつつ、二次的利用に関する以下の取組を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管の統計調査について、毎年度当初に、当該年度に二次的利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付時期・期間、提供予定時期等を盛り込んだ二次的利用に関する年度計画を策定し、公表する。</li> <li>・ 上記年度計画、「委託による統計の作成等に係るガイドライン」及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」に基づき二次的利用に係る事務処理を適切に実施する。</li> <li>・ 総務省において、各府省の実施した二次的利用に関する年度計画及び実績（申出書の受付状況、審査結果状況、申出への対応困難な事案件数と理由、作成した統計等や匿名データの提供状況等）を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。</li> <li>・ 二次的利用のニーズや統計リソースの拡大状況を踏まえながら、サービスの拡大を図る。</li> <li>・ 二次的利用のニーズに適切に対応するため、統計リソースの確保に最大限努める。</li> <li>・ 総務省において、各府省における所管統計調査のオーダーメイド集計や匿名データの提供に係るサービスの開始及び拡大を支援する観点から、政令指定法人である独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）が各府省からのオーダーメイド集計や匿名データの提供の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講ずる。</li> </ul> </li> <li>○ 総務省は、利用者が行政機関等の指定する場所及び機器により調査票情報を利用する方法であるオンライン利用について検討する。</li> </ul>	各府省	平成21年度から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各府省において二次的利用に関する年度計画を策定し、ホームページを通じて公表を行った。</li> <li>○ 総務省（政策統括官）では、各府省において公表された年度計画に基づき、概要として一覧表に取りまとめ、ホームページを通じて公表を行った。</li> <li>○ 平成24年度中に、国の行政機関が新たにオーダーメイド集計の利用対象とした統計調査は、1 調査（木材統計調査（農林水産省））であった。また、匿名データの提供を新たに開始した統計調査はなかったが、国勢調査に係る匿名データの作成について、統計委員会において審議され、調査客体の匿名性及び学術研究等における有用性がおおむね確保されるものと認められることから、適当であるとされた（国勢調査の匿名データについては平成25年中の提供開始を予定している。）。</li> <li>○ 二次的利用のニーズに対応するため、各府省において予算・定員等の統計リソースの適切な確保及び有効活用に取り組んでいる。</li> <li>○ オーダーメイド集計に関しては13調査、匿名データの提供に関しては5 調査について、各府省からの委託を受けて統計センターが業務を実施している。</li> <li>○ 有識者からなる「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催し（関係府省等はオブザーバー参加）、オンライン利用を可能とする環境整備に向けた検討（論点整理等）を行った。</li> </ul>	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 二次的利用の促進のため、ニーズの高い統計に関する匿名データの提供やオーダーメイド集計を拡充するとともに、秘匿方法、代替的集計方法等の改善に関する横断的な検討が必要ではないか。</li> <li>○ 二次的利用促進に際しては、国内外へのデータ公開も念頭に、データの管理業務、窓口業務について、行政と専門研究者が連携して対応するような体制整備も必要になるのではないか。</li> <li>○ オンサイト施設の利用を促進するためには、オンサイト利用者にインセンティブを与えるような仕組み（研究室利用者との間にデータの利用範囲に差異を設ける等）が必要ではないか。</li> <li>○ 二次的利用の一層の発展を促すための方策としては、オンサイト施設の活用やリモートアクセスによる利用、国際的に利用可能とするなどが課題となるのではないか。</li> <li>○ 二次的利用については、データ漏出の危険を減らす一方で、データの接合などマイクロデータの高度な二次的利用を推進するため、マイクロデータセンター機能を強化すべきではないか。</li> <li>○ 日本の統計の利用拡大および利用手続きの効率化（特にデータの二次利用）を目指した努力が必要ではないか。</li> <li>○ 利用の要望があるが公開されていない統計データについて、情報公開の余地がないか検討してはどうか。</li> <li>○ オンサイト拠点については、統計センターから、全国主要拠点大学に専用回線を結び、拠点にはデータを置かず、更にはプログラム送付による分析を可能とし、セキュリティ管理を中央一括で行う事で、各拠点は専任配置することなくセキュリティ設備投資に専念できる仕組みを確立する必要がある。特に、この種の設備概算要求を実現するために、広く全国の学術コミュニティの支持を得る必要がある。また、データを閲覧することなくデータ分析を行うために簡潔かつ十分なメタデータの作成研究を行うべきである。</li> <li>○ 二次的利用に関して、提供の在り方について「調査対象への情報の還元」という視点からも考えることが必要ではないか。具体的には、利用目的の拡大、利用対象者の拡大など。</li> </ul>

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

4 統計データの有効活用の推進

(2) 統計データ・アーカイブの整備

<b>【本文】</b>	
<b>ア 現状・課題等</b>	<b>イ 取り組みの方向性</b>
<p>諸外国では、統計データ・アーカイブを整備し、それを通じて学術研究等の目的での匿名データ等の利用の便を図っているのに対し、我が国においては、調査票情報の積極的な活用方策については必ずしも十分には検討されておらず、各府省で保存している調査票情報の管理状況についても、それを活用する上で必ずしも良好とは言えない状況にある。</p> <p>今後、調査票情報の積極的な活用が求められる中において、統計データ・アーカイブの整備に向け、早期に具体的な方策を検討することが求められている。なお、この統計データ・アーカイブの中核的な利用者は、大学や調査研究機関であることから、検討に当たっては学会や大学等と十分な連携を図ることが必要となっている。</p> <p>また、統計データ・アーカイブにおける蓄積データの基となる調査票情報等の保管に早急に着手することが必要である。</p>	<p>限られた統計リソースの効率的、効果的な活用を図る観点から、統計データ・アーカイブは、基本的には一つの機関に集約することとし、この機関にどのような機能を持たせるか、調査票情報まで蓄積すべきか等の詳細については引き続き検討する。その際、政令指定法人、学会等の協力を得て、統計データ・アーカイブの検討を行う。</p> <p>また、統計データ・アーカイブにおける蓄積データの基となる調査票情報等について、政府全体としての統一的な保管のためのガイドラインを策定する。</p>

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
162	第3章 統計データの有効活用の推進 (2) 統計データ・アーカイブの整備 ア 統計データ・アーカイブの整備	<p>○ 統計データ・アーカイブの整備に向け、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各府省、統計センター、学会等の協力を得て、検討会議を設置し、統計データ・アーカイブの整備・運用方法、保有すべき機能、対象データの範囲や保存方法を検討し、結論を得る。</li> <li>調査票情報の提供、オーダーメイド集計並びに匿名データの作成及び提供の将来の在り方についても併せて検討し、結論を得る。</li> </ul>	総務省	平成25年度までに結論を得る。		<p>○ 「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を3回開催し、調査票情報の提供、オーダーメイド集計並びに匿名データの作成及び提供の将来の在り方について検討するとともに、統計データ・アーカイブについても、期待される機能（収集・整理・保管、統計機関相互のデータ共有・連携、ユーザーへの提供）の各々の視点ごとに論点の絞り込みを進めることとした。</p> <p>また、平成23年度に引き続き、統計データ・アーカイブの整備に関する国外の政府統計機関等による取組事例を調査し、調査結果について上記研究会における審議に活用した。</p>	実施可能	引き続き、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」において、統計データ・アーカイブに係る論点の絞り込みを行い、平成25年度末までに一定の結論を得る。	<p>○ 公的統計のデータは、基本的に管理保存するという方針を打ち出し、十分な管理保存を行えるようなアーカイブを整備することが必要ではないか。</p> <p>○ 統計委員会の有志勉強会のおりにも講師のかたから発言がありましたが、アーカイブとともに、記入された調査票そのものを保存しておく（あるいは、PDF化して保存しておく）ことをぜひ検討すべきだと思います。アメリカでは、調査票は公文書の扱いであり、必然的に保存するものとなっています。国民から提供された貴重な情報を原型のままに保存することは、将来の国の財産になります。</p> <p>○ データ漏出の危険を減らす一方で、データの接合などマイクロデータの高度な二次利用を推進するため、マイクロデータセンター機能を強化すべきである。また、リモートアクセスの実施についても検討することが望ましい。</p>

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
163	イ 調査票情報等の保管方法	○ 上記アの検討会議において、統計データ・アーカイブの入力データに活用する調査票情報等を各府省が適切に保管できるようにするため、各府省の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等の保管方法等を内容とする調査票情報等の保管に関するガイドラインを策定する。	総務省	平成22年度までに実施する。	実施済は妥当。	○ 「統計データの有効活用に関する検討会議」の下に設置した「統計データの有効活用に関するワーキンググループ」において、各府省等と連携・協力しつつ検討・調整を行い、平成22年度末までに、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(平成23年3月28日付け総務省政策統括官(統計基準担当)決定)を策定し、所要の周知期間を経て平成23年10月1日から施行した。	実施済		○ 過去の調査票情報等も保全されるよう、十分な対策を講じる必要がある。
164		○ 上記ガイドラインに基づき、所管の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等を適切に保管する。	各府省	平成23年度から実施する。		○ 「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」の内容について、内部規程に従い適切に実施している。【総務省】 ○ 当該ガイドラインに基づき、適切に対応している。【財務省】 ○ 文部科学省においては、平成23年10月に策定した「調査票情報等を適正に管理するためのマニュアル」に基づき、適切に対応している。【文部科学省】 ○ 調査票情報等については、統計情報部における調査票情報等の管理要領等に基づき適正に管理されている。【厚生労働省】 ○ 総務省のガイドラインを受け、調査票情報等の管理等に関する内部規定を策定し、適正に管理している。【農林水産省】 ○ ガイドラインに基づき、経済産業省としての調査票情報等の管理に関する規定により、適切な情報管理を行っている。【経済産業省】 ○ 情報セキュリティポリシーを含めた関係法令等も踏まえ、適切に対応している。【国土交通省】	継続実施	—	
165		○ 上記の取組を支援する観点から、統計センターが各府省からの調査票情報、匿名データ等の保管の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講じる。	総務省	平成23年度までに実施する。	今後とも継続的な取組が必要。	○ 総務省では統計センターの第2期中期目標において、調査票情報の二次的利用を効率的かつ効果的に行うため、国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データアーカイブを構築し、運営する準備を行うとともに、統計法施行後は統計データアーカイブを適切に運営する旨、指示している。 平成24年度は、第3期中期目標を策定しており、その中で第2期と同様、統計センターで統計データアーカイブを適切に運営する旨の指示をしている。 統計センターでは、中期目標に従って、平成21年4月から、オーダーメイド集計、匿名データ等の作成・提供のほか、各府省の統計調査の調査票情報、匿名データ等を保管・蓄積する統計データアーカイブの運営を行っている。	継続実施	—	○ 公的統計個票データを公文書に準じる位置づけとし、統計センターが整備事業を推進すると共に、将来的に適切な施設(たとえば国立公文書館)に保管することを目指すかなど方針を具体化・明確化にする。

注)斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容